

刑法は、さまざまな法分野の中でも、感情的・情緒的判断や場当たりの思考を排して、法の目的や存在理由に基礎をもつ合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。刑法とは、広義では、国の刑罰権行使をコントロールするための法的ルールの総体のことを指すが、社会一般の人々は、反社会的行動に対して過度の反応を示しがちであり、刑罰権行使を安易に認める方向に流れがちである。そのような場面で、合理性ある論理を駆使して一般化可能な結論を導く習性（エートス）を学生に身に付けさせることは、刑事法学の教育の中心に置かれるべきことである。

刑法と刑事訴訟法の内容は、法益保護を通しての社会秩序の維持と、関係者、とりわけ犯人と疑われた者および犯人であると確認された者の人権・諸利益の保障との調整の上に成り立っており、しかも、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるように、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。法システム全般についていえることであるが、このように利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも、刑事法学の教育にあたりきわめて重要なことである。

また、刑事法学を学ばせることの 1 つの意義は、学生をして、普段はなかなかそこまで目が届かない、今の社会のあり方に気づかせることである。たとえば、海外旅行をするとき、航空会社のカウンターで、プリントアウトした e チケットを見せて搭乗券をもらい、パスポートを示して出国手続をする。このとき、e チケット、搭乗券、パスポートがそれぞれ刑法上は「文書」として共通していること、それらが、その人についてのさまざまな事項を簡易に証明するための証拠として機能していることなどは、刑事法学（なかでも刑法各論）を学ぶことによりはじめて意識されることであろう。

さらにいえば、そもそも、およそ国が犯人を処罰するのはなぜ・何のためであるか、そうして刑を（たとえば、死刑を）科すことが正当化されるのかという刑法理論（犯罪と刑罰の基礎理論）は、法律家でなくても深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることが可能である。このこともまた刑事法学を学ぶことのもつ重要な意義である。